

関係各位

輸出貿易管理令別表第二の二の改正について

今般、国連安保理決議において、北朝鮮への制裁として奢侈品が追加され、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の二が以下のとおり改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の概要

別表第二の二に以下の規制対象を追加

鉛ガラス製品【輸出令別表第二の二第14号】

雪上走行用に特に設計した車両(スノーモービル)【輸出令別表第二の二第23号】

運動用具及びその部分品等【輸出令別表第二の二第31の2号】

関連する告示・通達についても改正

2. 公布日・施行日

平成28年4月1日（金）

《添付資料》

- 別紙1 経済産業省のニュースリリース
- 別紙2 輸出貿易管理令の新旧対照表
- 別紙3 官報

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門

電話：03 - 3599 - 6341

平成 28 年 3 月 29 日

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました

平成 28 年 3 月 3 日、国連安全保障理事会公式会合が開催され、北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射を安保理決議違反と認定し、強く非難するとともに、制裁を大幅に追加・強化する強い内容の安保理決議第 2270 号が全会一致で採択されました。同決議では、禁輸措置の対象となる奢侈品(Luxury Goods)が追加されました。これを受け、本日、輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました。

1.改正の概要

国連安全保障理事会による北朝鮮に対する安保理決議において奢侈品(Luxury Goods)は禁輸措置の対象となっています。我が国においては、当該禁輸措置を担保するため、輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第二の二に奢侈品を規定し、禁輸措置を講じております。

今般、安保理決議 2270 号において奢侈品が追加されたことから、輸出令別表第二の二に当該奢侈品を反映する改正を行います。具体的には以下を規制対象に追加するものです。

- 鉛ガラス製品【輸出令別表第二の二第十四号】
- 雪上走行用に特に設計した車両(スノーモービル)【輸出令別表第二の二第二十三号】
- 運動用具及びその部分品等【輸出令別表第二の二第三十一の二号】
- ※ 上記輸出令の改正に伴い、関連する告示・通達についても改正します。

2.今後の予定

公布・施行:平成 28 年 4 月 1 日(金)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

貿易管理課長 戸高

担当者:安倍、熊野

電話:03-3501-1511 (内線3241~5))

03-3501-0538 (直通)

03-3501-5896 (FAX)

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)

.....1

改正案	現行
<p>別表第二の二（第二条、第四条関係）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 ガラス製品（鉛ガラス製のものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>十五〇二十二（略）</p> <p>二十三 乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>二十四〇三十一（略）</p> <p>三十一の二 運動用具並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>三十二・三十三（略）</p>	<p>別表第二の二（第二条、第四条関係）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 鉛ガラス製のコップ類</p> <p>十五〇二十二（略）</p> <p>二十三 乗用自動車</p> <p>二十四〇三十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十二・三十三（略）</p>

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(一八九)

○輸出貿易管理令の一部を改正する政令(一八九)

〔内閣官房令〕

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令(内閣官房二)

〔府 令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府三四)
○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(同三五)

○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令(同三六)

〔府令・省令〕

○地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛三)

○特別会計に関する法律施行令第五十二條第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・環境一)

〔告 示〕

○災害対策基本法第二條第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件(内閣府一二〇)

○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則(同一一一)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を沖縄県知事が行うこととする件(同一一二)

○一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限の一部を改正する件(同一一三)

○医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限の一部を改正する件(同一一四)

○事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の一部を改正する件(同一二五)

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二條の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件(内閣府・財務一)

○沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件(同二)

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第一條の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法を定める件の一部を改正する件(同三)

○沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件(同四)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件(厚生労働一八七)

○輸出貿易管理令別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件(経済産業一一五)

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則(内閣)

内閣官房に地域活性化総括官を置く規則を廃止する規則(同)

内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則(同)

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三條第二十一号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件(同)

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二條第六号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件(同)

本号で公布された

法令のあらまし

◇沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第一八八号)(防衛省)

1 平成二十二年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域に係る特定給付金の支給の限度となる期間を定めることとした。(第八條関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令(政令第一八九号)(経済産業省)

1 国際連合安全保障理事会決議第二二七〇号を踏まえ、北朝鮮を仕向地とする運動用具等の輸出について、経済産業大臣の承認を要することとした。(本則関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十八号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（法第二十九条第二項の政令で定める期間）
第八条 法第二十九条第二項の政令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる駐留軍用地跡地について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

駐留軍用地跡地	期 間
平成二十二年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域	二年

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣 中谷 元
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十九号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。
別表第二の第二十四号を次のように改める。
十四 ガラス製品（鉛ガラス製のものがあつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

別表第二の第二十三号を次のように改める。
二十三 乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）
別表第二の第二十三号の次に次の一号を加える。
三十一の二 運動用具並びにその部分品及び付属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 林 幹雄
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

内 閣 官 房 令

○内閣官房令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令
の一部分を改正する内閣官房令
標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則
この内閣官房令は、平成二十八年四月一日から施行する。

府 令

○内閣府令第三十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十二条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令
沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。
第九条第三項第一号中「第十二条第六項」を「第三十三条第六項」に改める。

第十一条の見出し及び第一項中「公園・まちづくり調整官」の下に「、港湾空港情報管理官」を加え、「適正業務管理官、港湾空港情報管理官」を「適正業務管理官、総括技術検査指導官」に改め、同条中第十七項を第十八項とし、第十三項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13 総括技術検査指導官は、開発建設部の所掌する直轄事業に係る検査（港湾空港情報管理官の所掌に属するものを除く。第七十一条において同じ。）を行い、及び技術検査官の事務を統括し、並びに開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を整理する。
一 直轄事業に係る土木施工に関する安全管理（港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に係る企画及び立案並びに調整に関する事。

二 公共工事に係る土木技術者の養成及び土木技術の向上に関する事務に関する事。

